

議案第 1 号

姫路市都市景観形成基本計画の改定及び姫路市景観計画の変更について

1. 諒問書
2. 諒問趣旨
3. 姫路市都市景観条例（抄）
4. スライド資料

令和7年（2025年）10月24日

姫路市景観・広告物審議会  
会長 安枝 英俊 様

姫路市長 清元 秀泰



議案第1号

姫路市都市景観形成基本計画の改定及び姫路市景観計画の変更について

このことについて、姫路市都市景観条例（昭和62年条例第5号）第4条第2項及び第13条第2項の規定により諮問します。

## 諮問趣旨

### －姫路市都市景観形成基本計画の改定及び姫路市景観計画の変更について－

姫路市都市景観形成基本計画は、姫路市都市景観条例に基づき、昭和 63 年に策定したもので、本市の景観形成の基本的な方向を明らかにするとともに、関連する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる、景観形成のマスタープランというべき計画である。

姫路市都市景観形成基本計画は、当初計画策定後、平成 5 年に姫路城が世界遺産に登録、平成 16 年に景観法が制定、平成 18 年に家島町・夢前町・香寺町・安富町との合併など、景観に関する状況が大きく変化したことを受け、平成 19 年 3 月に第 1 回目の改訂を行った。

前回の改訂から 15 年以上が経過したことから、この間の様々な社会情勢の変化や本市の景観を取り巻く動きに対応しつつ、本市固有の景観を次代に継承していくために、本計画を改定したいと考えるため、審議会に諮問し、意見を伺うものである。

姫路市景観計画は姫路市都市景観形成基本計画に即して、景観法及び都市景観条例に基づき策定し、届出制度による具体的な景観規制を行っているものであり、このたびの姫路市都市景観形成基本計画の改定に伴い、変更したいと考えるため、審議会に諮問し、意見を伺うものである。

## 姫路市都市景観条例（抄）

昭和 62 年 3 月 26 日  
姫路市条例第 5 号

（都市景観形成基本計画の策定）

第4条 市長は、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした都市景観形成基本計画を策定するものとする。

2 市長は、前項に定める都市景観形成基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、姫路市景観・広告物審議会（姫路市景観・広告物審議会条例（平成20年姫路市条例第48号）第1条に規定する姫路市景観・広告物審議会をいう。以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（景観計画の策定）

第13条 市は、都市景観形成基本計画に即して法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、法第9条第1項から第5項までに規定する手続を行うほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

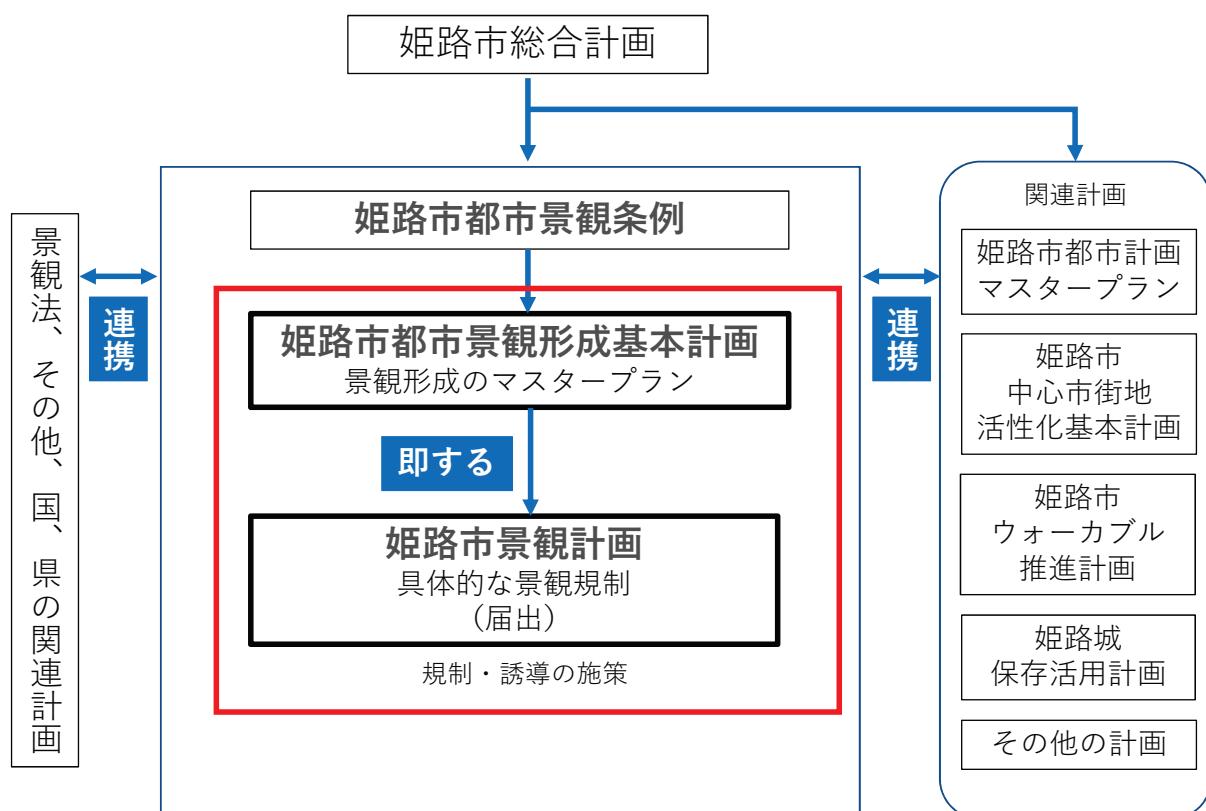
## 議案第1号

姫路市都市景観形成基本計画の改定  
及び姫路市景観計画の変更について

令和7年度第2回 姫路市景観・広告物審議会  
令和7年10月24日  
まちづくり指導課 都市景観担当

1

## 都市景観形成基本計画と景観計画の位置づけ



2

### 姫路市都市景観条例

(都市景観形成基本計画の策定)

第4条 市長は、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした都市景観形成基本計画を策定するものとする。

2 **市長は、前項に定める都市景観形成基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、姫路市景観・広告物審議会**（姫路市景観・広告物審議会条例（平成20年姫路市条例第48号）第1条に規定する姫路市景観・広告物審議会をいう。以下「審議会」という。）**の意見を聴かなければならない。**

(景観計画の策定)

第13条 市は、都市景観形成基本計画に即して法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 **市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、法第9条第1項から第5項までに規定する手続を行うほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。**

### これまでの検討状況

開催日	会議名
令和 5年 5月29日	令和5年度第1回 景観・広告物審議会
令和 5年 8月25日	令和5年度第1回専門部会
令和 5年12月18日	令和5年度第2回専門部会
令和 6年 3月18日	令和5年度第3回専門部会
令和 6年 6月20日	令和6年度第1回専門部会
令和 6年 7月31日	令和6年度第1回 景観・広告物審議会
令和 6年 8月30日	令和6年度第2回専門部会
令和 6年11月 7日	令和6年度第3回専門部会
令和 7年 2月 3日	令和6年度第4回専門部会
令和 7年 2月 7日	令和6年度第2回 景観・広告物審議会
令和 7年 4月24日	令和7年度第1回専門部会
令和 7年 5月15日	令和7年度第1回 景観・広告物審議会
令和 7年 5月23日	令和7年度第1回 都市計画審議会

## パブリック・コメントの実施

(1) 案件名

姫路市都市景観形成基本計画の改定・姫路市景観計画の変更

(2) 実施期間

令和7年7月1日（火）から7月31日（木）まで

(3) 公表場所

まちづくり指導課、市政情報センター、各支所・地域事務所・出張所・サービスセンター、駅前市役所、姫路市ホームページ等

(4) 募集結果

意見提出数 21通 46件

(5) 修正した項目

6件

5

## 基本計画・景観計画 修正事項

### <パブリック・コメントにより修正した事項 1 >

■ 意見の対象

番号	対象	章	ページ	項目
1	基本計画	序章	P 8	姫路市の景観を取り巻く動向

■ 提出された意見（要旨）

伝統的建物の再生の動きについて記載することが望ましい

■ 新旧対照表

旧（修正前）	新（修正後）
➢ 伝統的建物の老朽化や取り壊しによる歴史的な町並みの喪失	➢ 伝統的建物の老朽化や取り壊しによる歴史的な町並みの喪失 <b>と再生の動き</b>

6

## 基本計画・景観計画 修正事項

### <パブリック・コメントにより修正した事項 2>

#### ■ 意見の対象

番号	対象	章	ページ	項目
2	基本計画	第1章	P 1 7	(5) つなぐ 中央写真

#### ■ 提出された意見（要旨）

写真が古い

#### ■ 新旧対照表

旧 (修正前)	新 (修正後)
市民主体による景観まちづくりの写真 (野里地区)	お夏清十郎まつりの写真 (野里地区)

7

## 基本計画・景観計画 修正事項

### <パブリック・コメントにより修正した事項 3>

#### ■ 意見の対象

番号	対象	章	ページ	項目
3	基本計画	第2章	P 2 2	③ゾーン景観

#### ■ 提出された意見（要旨）

旧城下町エリアの歴史的景観についても言及すべきである

#### ■ 新旧対照表

旧 (修正前)	新 (修正後)
街道筋では歴史的町並みなど特徴あるゾーン景観が形成されています。	姫路城の旧城下町や街道筋では歴史的町並みなど特徴あるゾーン景観が形成されています。

8

## 基本計画・景観計画 修正事項

### <パブリック・コメントにより修正した事項 4 >

#### ■ 意見の対象

番号	対象	章	ページ	項目
4	基本計画	第2章	P 2 7	②地域景観核 【基本方針】 【施策の方向】

#### ■ 提出された意見（要旨）

地域景観核の価値を高めるような周辺景観の形成を進めるべきである

#### ■ 新旧対照表

旧（修正前）	新（修正後）
<p>【基本方針】 ○個性的で地域や地区の魅力を高める景観形成を進めるため、市民の愛着や誇りなっている景観資源の保全・活用を図ります。</p> <p>【施策の方向】 ア～ウのみ記載</p>	<p>【基本方針】 ○個性的で地域や地区の魅力を高める景観形成を進めるため、市民の愛着や誇りなっている景観資源の保全・活用を図ります。</p> <p>○核となる景観資源と一体となった地域の良好な景観形成を図ります。</p> <p>【施策の方向】 エ 地域景観核と調和した周辺景観形成の誘導」</p>

9

## 基本計画・景観計画 修正事項

### <パブリック・コメントにより修正した事項 5 >

#### ■ 意見の対象

番号	対象	章	ページ	項目
5	基本計画	第3章	P 7 9	公共事業による景観形成

#### ■ 提出された意見（要旨）

大規模な公共施設の整備と維持管理には、十分な景観配慮が必要である

#### ■ 修正内容

下記の事項を追加  
・国土交通省の定めるガイドラインの活用  
・デザイン事前協議制度の活用

10

# 基本計画・景観計画 修正事項

## <パブリック・コメントにより修正した事項 6>

### ■ 意見の対象

番号	対象	章	ページ	項目
6	基本計画	第3章	P 81	関連法令制度 歴史・文化

### ■ 提出された意見（要旨）

「歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を追加するべきである

### ■ 修正内容

下記の事項を追加  
制度：歴史的建築物に対する建築基準法の適用除外  
法令：歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（市）

11

## 今後の取組の参考とさせていただくこととした意見

### <本計画に記載があるもの（抜粋）>

番号	対象	意見	記載箇所
12	基本計画（全体） 景観計画（全体）	未来の子、孫たちの世代に「姫路」で生まれ育った喜びと誇りを持って欲しい。	基本計画P 18、19
18	基本計画 (P 14～18)	「文化財保存活用地域計画」及び「歴史的風致維持向上計画」の策定を望む。	文化財保存活用地域計画は策定を検討中 歴史的風致維持向上計画は、 基本計画P 81⑤に記載
41	景観計画（P 2）	市民一人ひとりが、今生活している場所に愛着を持ち、姫路に誇りが持てるよう、市民側からも行政からも意見交換ができる場を設けることが必要である。	基本計画P 76

12

## 今後の取組の参考とさせていただくこととした意見

### <個別計画で対応すべきもの（抜粋）>

番号	対象	意見
10	基本計画（全体） 景観計画（全体）	大手前通りではなく、個々の商店を大事にした街づくりを希望する。
19	基本計画（P14～17）	「古民家再生促進支援事業」のエリアの拡大と「住宅宿泊事業制度」の「町家等と認める住宅」の範囲の拡大を望む。
20	基本計画（全体）	イーグレ姫路の屋上や書写山圓教寺が情報発信不足で、観光資源として活かし切れていない。
21 29	基本計画（P19） 基本計画（P34）	観光イベントが、地元住民の生活に弊害を及ぼさないようにする計画が必要。
25	基本計画（P52）	浜手緑地のグリーンベルトをもっと整備願いたい。沿岸部の工場地帯の夜景を海から観光出来ればもっと良いと思う。
36	基本計画（P62）	大手前通りのライトアップが、お城の荘厳さとマッチしないと思う。
46	景観計画（P34）	ほこみちを活かすため、騒音抑制やテラス営業推進に加え、周辺地域の空き店舗への負担強化で賃料適正化し、若者が挑戦しやすい活気ある街並みを創出してほしい。

13

## 今後の取組の参考とさせていただくこととした意見

### <今後の検討課題とさせていただくもの（抜粋）>

番号	対象	意見	市の考え方
8 28 31 32	基本計画（P32、35、39、67、68、69、70、71）	歴史的町並み景観形成ゾーンのエリアの見直し。	歴史的街並み景観形成ゾーンについては、現行の基本計画のエリアを継承しているが、今後の検討課題とさせていただく。
44	景観計画P15	「歴史的町並み景観形成地区」に関しては、都市景観形成基本計画におけるゾーン設定と整合的に設定すべきである。	住民の方々との十分な協議が必要。
45	景観計画（P29、30）	野里街道地区の制限は、有名無実化している実態がある。制度の運用や、場合によっては基準自体の見直しが必要な状況ではないか。	住民の方々との十分な協議が必要。

14

## 基本計画・景観計画 修正事項

## ＜都市計画審議会により修正した事項 1 ＞

## ■ 意見の対象

番号	対象	章	ページ	項目
1	景観計画	第2章	P 4	(5) つなぐ

## ■ 提出された意見（要旨）

景観活動に取組む主体に、研究機関として「大学」を挙げているが、研究団体は大学だけではない。

## ■ 新旧对照表

旧 (修正前)	新 (修正後)
また、本市では市民や市民活動団体、事業者、大学、行政等の様々な主体が景観に関する活動に取組んでおり・・・	また、本市では市民や市民活動団体、事業者、 <b>大学等の研究団体</b> 、行政等の様々な主体が景観に関する活動に取組んでおり・・・

15

## 今後のスケジュール

	R7年度												R8年度		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
都市景観形成基本計画 景観計画													4/1 ● 変更		
景観・広告物審議会			5/15 ●							10/24 ● パブコメ結果報告 変更報告					
都市計画審議会			5/23 ●							11/26 ●					

16